

るに伊豫風土記に、湯郡云々、天皇等於湯幸行降坐五度也云々以上宮聖德皇子爲一度及侍高麗惠慈葛城王等也。于時立湯岡側碑文、其立碑文處謂伊社邇波之岡記曰、法興六年十月歲在丙辰云々と見えたり、丙辰は推古天皇の四年にして、すなはち法興寺の成し年なり、この年を法興六年とすれば、その元年は崇峻天皇の四年辛亥なり、亥かるに今記する處とあはず、疑ふべし。

願轉　推古七年辛酉、願轉元年とす、海東諸國記煩轉に作る、一說曰、願轉四年終、
光元　推古十三年乙丑、光元元年とす、如是院年代記光充に作る、一說曰、光元六年終、一作弘元、又
曰光充、

定居　推古十九年辛未、定居元年とす、今按するに、寶永五年板靈符縁起集説といふものに、我朝
推古女帝人王三十四代ノ御宇ニ、百濟國定居元辛未年、聖明王第三ノ御子琳聖太子、我朝ニ渡リ玉ヒテ、
此法ヲモツハラ弘メ玉フ、其後儒佛神トモニ執行シケルト舊記ニ見タリとあり、此舊記といへるは、
何れの書なる事さだかならざれども、さる事しるせるふみありと聞えたるに、既に九州年號
を百濟年號と誤りたり、

倭京　推古二十六年戊寅、倭京元年とす、此年號海東諸國記には見えたり、麗氣記には見えず、如
是院年代記には和京繩につくれり、一說曰、和京五年終、一作和景繩、又曰、接和京元年爲定居元
年、定居七年終、和京五年終、則仁王元年、則爲定居六年、蓋是三年號又互相行也耳、
仁王　推古三十一年癸未、仁王元年とす、一說には、仁王の次に節中といふ年號あり、いはく仁王
六年終、節中五年終、

聖聽　舒明天皇元年己丑、聖聽元年とす、如是院年代記に聖德に作る、一說曰、舒明帝之時、聖聽三
年終、